世界人権宣言

世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。1948年12月10日に第3回国連総会において採択されました。なお、1950年の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

世界人権宣言(仮訳文)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを 承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視 及び軽侮が、人類の良心をふみにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由 が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣 言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることが ないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、 諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、 国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権につい ての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上 とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本 的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これからの 権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要で あるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世 界人権宣言を常に念頭におきながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の 管轄下にある地域の人民の間にも、これからの権利と自由との尊重を指導及び教育 によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的 及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民と すべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて 平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って 行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由により差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、 非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、そ の国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もして はならない。

第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、 いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる 権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審判を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった行為又は不 作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑 罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、 又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉 又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する 権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に対する行為を 原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、 婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に 際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、 宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的 に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通 選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障 される投票手続きによって行われなければならない。

第22条(社会保障)

すべて人は、社会の一員として、社会保護を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の 実現に対する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を確保し、 及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を 保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手 段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加 する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の 健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配 偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保護を受ける権利を 有する。
- 2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的な保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与えられる教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべての人は、創作した科学的、文化的又は美術的作品から生じる精神的及び 物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際 的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である 社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これからの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反 して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に 掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有 する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

ユネスコ憲章(国際連合教育科学文化機関憲章)

ユネスコ (UNESCO) は、United Nations Educational Scientific and Cultural Organization の頭文字を集めた略称で、日本語では、国際連合教育科学文化機関といいます。

ユネスコは、第二次世界大戦が終わった 1945 年に、人類が二度と戦争の惨禍を繰り返さないようにとの願いを込めて、各国政府が加盟する国際連合の専門機関として創設されました。日本は 1951 年に 60 番目の加盟国となりました。

ユネスコ憲章

前文

この憲章の当事国政府は、その国民に代って次のとおり宣言する。

戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築か なければならない。相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界 の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因があり、この疑惑と不信のために、 諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。ここに終りを告げた恐るべき 大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これら の原理の代りに、無知と偏見を通じて人間と人種の不平等という教義をひろめるこ とによって可能にされた戦争であった。文化の広い普及と正義・自由・平和のため の人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、且つすべての国 民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果さなければならない神聖な義務 である。政府の政治的及び経済的取極めのみに基く平和は、世界の諸人民の、一致 した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よって平和は、失わ れないためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない。これら の理由によって、この憲章の当事国は、すべての人に教育の充分で平等な機会が与 えられ、客観的真理が拘束を受けずに探究され、且つ、思想と知識が自由に交換さ れるべきことを信じて、その国民の間における伝達の方法を発展させ及び増加させ ること並びに相互に理解し及び相互の生活を一層真実に一層完全に知るためにこ の伝達の方法を用いることに一致し及び決意している。その結果、当事国は、世界 の諸人民の教育、科学及び文化上の関係を通じて、国際連合の設立の目的であり、 且つその憲章が宣言している国際平和と人類の共通の福祉という目的を促進する ために、ここに国際連合教育科学文化機関を創設する。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)(抄)

1995年12月15日 日本国加入

- 第1条 1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。
 - 2 この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については、適用しない。
 - 3 この条例のいかなる規定も、国籍、市民権又は帰化に関する締約国の法規に何 ら影響を及ぼすものと解してはならない。ただし、これらに関する法規は、いか なる特定の民族に対しても差別を設けていないことを条件とする。
 - 4 人権及び基本的自由の平等な享有又は行使を確保するため、保護を必要としている特定の人種若しくは種族の集団又は個人の適切な進歩を確保することのみを目的として、必要に応じてとられる特別措置は、人種差別とみなさない。ただし、この特別措置は、その結果として、異なる人種の集団に対して別個の権利を維持することとなってはならず、また、その目的が達成された、後は継続してはならない。
- 第4条 締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の 集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人権的憎悪 及び人種差別(形態のいかんを問わない。)を正当化し若しくは助長することを 企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又 は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。 このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める 権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。
 - (a) 各締結国は、個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に 従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義 務に従って行動するよう確保することを約束する。
 - (b) 各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護 せず又は支持しないことを約束する。
 - (c) 各締約国は、政府(国及び地方)の政策を再検討し及び人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有するいかなる法令も改正し、廃止し又は無効にするために効果的な措置をとる。
 - (d) 各締結国は、すべての適当な方法(状況により必要とされるときは、 立法を含む。)により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁 止し、終了させる。

- (e) 各締約国は、適当なときには、人種間の融和を目的とし、かつ、複数の人種で構成される団体及び運動を支援し並びに人種間の障壁を撤廃する他の方法を奨励すること並びに人種間の分断を強化するようないかなる動きも抑制することを約束する。
- 第7条 締約国は、人種差別につながる偏見と戦い、諸国民の間及び人種又は種族の集団の間の理解、寛容及び友好を促進し並びに国際連合憲章、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言及びこの条約の目的及び原則を普及させるため、特に教授、教育、文化及び情報の分野において、迅速かつ効果的な措置をとることを約束する。

自由権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)(国際人権 B 規約)(抄)

1979年9月21日 日本国加入

- 第1条 1 すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、 その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自 由に追求する。
 - 2 すべての人民は、互恵の原則に基づく国際的経済協力から生じる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。
 - 3 この規約の締約国(非自治地域及び信託統治地域の施政の責任を有する国を含む。)は、国際連合憲章の規定に従い、自決の権利が実現されることを促進し及び自決の権利を尊重する。
- 第12条 1 合法にいずれの国の領域内にいるすべての者は、当該領域において、移動 の自由及び居住の自由についての権利を有する。
 - 2 すべての者は、いずれの国(自国を含む。)からも自由に離れることができる。
 - 3 1及び2の権利は、いかなる制限も受けない。ただし、その制限が、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この規約において認められる他の権利と両立するものである場合は、この限りでない。
 - 4 何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない。
- 第17条 1 何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは 不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
 - 2 すべての者は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。
- 第23条 1 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。
 - 2 婚姻をすることができる年齢の男女が婚姻をしかつ家族を形成する権利は、 認められる。
 - 3 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意なしには成立しない。
 - 4 この規約の締約国は、婚姻中及び婚姻の解消の際に、婚姻に係る配偶者の 権利及び責任の平等を確保するため、適当な措置をとる。その解消の場合に は、児童に対する必要な保護のため、措置がとられる。

- 第24条 1 すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であって家族、社会及び国による措置について権利を有する。
 - 2 すべての児童は、出生の後直ちに登録され、かつ、氏名を有する。
 - 3 すべての児童は、国籍を取得する権利を有する。
- 第26条 すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等 の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人 種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会 的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等の かつ効果的な保護をすべての者に保障する。
- 第27条 種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定しない。

社会権規約(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)(国際人権A規約)(抄)

1979年9月21日 日本国加入

- 第1条 1 すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追及する。
 - 2 すべての人民は、互恵の原則に基づく国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義 務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。 人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。
 - 3 この規約の締約国(非自治地域及び信託統治地域の施政の責任を有する国を含む。)は、 国際連合憲章の規定に従い、自決の権利が実現されることを促進し及び自決の権利を尊重 する。
- 第2条 1 この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。
 - 2 この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、 政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位による いかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。
 - 3 開発途上にある国は、人権及び自国の経済の双方に十分な考慮を払い、この規約において認められる経済的権利をどの程度まで外国人に保障するかを決定することができる。
- 第4条 この規約の締約国は、この規約に合致するものとして国により確保される権利の享受に関し、その権利の性質と両立しており、かつ、民主的社会における一般的福祉を増進することを目的としている場合に限り、法律で定める制限のみをその権利に課することができることを認める。
- 第9条 この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。
- 第12条 1 この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を 享受する権利を有することを認める。
 - 2 この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。
 - (a) 死産率及び幼児の死亡率を低下させるための並びに児童の健全な発育のための 対策
 - (b)環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善
 - (c) 伝染病、風土病、職業病その他の疾病の予防、治療及び抑圧
 - (d)病気の場合にすべての者に医療及び看護を確保するような条件の創出

- 第13条 1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。
 - 2 この規約の締約国は、1の権利の完全な現実を達成するため、次のことを認める。
 - (a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。
 - (b)種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべて適当な 方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、 かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。
 - (c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること。
 - (d)基礎教育は、初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者の ため、できる限り奨励され又は強化されること。
 - (e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追及し、適当な奨学金制度を 設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。
 - 3 この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、公の機関によって設置される学校以外の学校であって国によって定められ又は承認される最低限度の教育上の基準に適合するものを児童のために選択する自由並びに自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。
 - 4 この条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨 げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び 該当教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合す ることを条件とする。

児童の権利に関する条約(抄)

前文

この条約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会の全 ての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における 自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、国際連合加盟国の国民が、 国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確 認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決 意したことに留意し、国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、 すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若し くは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同 規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意し たことを認め、国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助につい ての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、家族が、社会の基礎的 な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然 な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護 及び援助を与えられるべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和の とれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべき であることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えら れるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、 尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、 児童に対し特別な保護を与えることの必要性が、1924 年の児童の権利に関するジュネ ーブ宣言及び 1959 年 11 月 20 日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言 において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規 約(特に第23条及び第24条)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(特 に第 10 条)並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書に おいて認められていることに留意し、児童の権利に関する宣言において示されている とおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当 な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、国内の又は国際 的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び 法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則(北京規則) 及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、 極めて困難な条件の下で生活している児童がすべての国に存在すること、また、このよ うな児童が特別の配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達 のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に 開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認 めて、次のとおり協定した。

- 第1条 この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。
- 第2条 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは 法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、 国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位 にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び 確保する。
 - 2 締約国は、児童がその父母、法廷保護者又は家族の構成員の地位、活動、 表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護される ことを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 第6条 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
 - 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。
- 第7条 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する 権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母 を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
 - 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。
- 第18条 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合より法廷保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これからの者の基本的な関心事項となるものとする。
 - 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母 及び法廷保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれら の者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための 施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
 - 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護の ための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 第28条 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものと する。

- (b)種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
- (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高 等教育を利用する機会が与えられるものとする。
- (d)すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用 可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとす る。
- (e)定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するための適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に開発途上国の必要を考慮する。
- 第29条 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a)児童の人格、才能並びに精神的及び身体的の能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b)人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c)児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住 国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対 する尊重を育成すること。
 - (d)すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
 - 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。
- 第32条 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。

- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会 上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規 定を考慮して、特に、
 - (a) 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。
 - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。